

令和7年度 旧滝宮保育所遊戯室前広場遊具設置工事 公募型プロポーザル選考実施要領

令和7年5月12日

1 目的

この要領は、令和7年度 旧滝宮保育所遊戯室前広場遊具設置工事に係る契約候補者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式を実施し、提案業者の業務遂行に関しての知見、技能、経験等を見極め、本業務に最も適した業者を選定するため、提案の応募等について必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業概要

(1) 工事名

令和7年度 旧滝宮保育所遊戯室前広場遊具設置工事

(2) 実施個所

旧滝宮保育所遊戯室前広場（綾川町滝宮 523-1）

(3) 工事概要

ア 実施設計（デザイン含む）一式

イ 遊具設置工事（製造・土工・基礎含む）一式

ウ 安全施設設置工事（安全マット、安全柵、注意看板等）一式

※下記契約上限金額の範囲内で追加して実施可能な提案であれば、積極的な追加提案を求める。

(4) 契約上限金額

3,000,000 円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(4) 工期

契約締結日から令和7年9月30日（火）

3 日程

項 目		日 時
①	公告開始（綾川町ホームページ）	令和7年5月12日（月）
②	質疑書の提出期限	令和7年5月21日（水）
③	質疑書への回答	令和7年5月27日（火）
④	参加表明書等の提出期限	令和7年6月4日（水）
⑤	企画提案書等の提出期限	令和7年6月18日（水）
⑥	審査会	令和7年6月下旬～7月上旬予定
⑦	審査結果通知	令和7年7月上旬
⑧	契約締結	令和7年7月上旬～中旬予定

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 国又は地方公共団体との契約に関して、参加申込書の提出時点で、履行期限までの間に、指名停止を受けている期間がないこと。
- (2) 申込み時に、綾川町の令和7年度の指名競争入札参加資格者名簿に搭載されていること。ただし、小中学校、こども園等への納入実績が十分であり、町が認めた場合はその限りでない。
- (3) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）でないこと。
- (4) 次に掲げる事項に該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- (5) 本工事を十分に理解し、かつ実現可能な提案を行うことのできる者
- (6) 本町から行う打ち合わせ等の要請に対し、速やかに対応できる者

5 現地の確認について

現地視察については、自由に行うことができる。

6 質疑の受付及び回答

質疑については、下記により提出すること。

(1) 提出書類

質疑書（様式第5号）

(2) 提出期限

令和7年5月21日（水）午後5時

(3) 提出方法

FAX（受信確認の電話をすること。）

(4) 提出先

綾川町役場 子育て支援課（担当 葛西）

TEL：087-876-6510 FAX：087-876-3120

(5) 回 答

質疑者名を伏せた上で、令和7年5月27日(火)に全質疑の回答をFAXにて全社に送信する。なお、質疑書の原本は、令和7年6月18日(水)までに、企画提案書等と併せて綾川町役子育て支援課へ提出すること。また、質疑への回答は、そのまま仕様の追加又は修正とみなすこととする。

7 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する場合には、下記のとおり申し込みを行うこと。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書(様式第1号) 正本1部
- イ 誓約書兼承諾書(様式第2号) 正本1部
- ウ 会社概要(様式第3号) 正本1部

(2) 提出期限

令和7年6月4日(水) 午後5時

(3) 提出方法

郵送又は持参

※郵送の場合は、提出期限に必着とする。

※持参の場合は、平日(綾川町の休日を定める条例(平成18年3月21日条例第2号)第1条第1項の各号に規定される日を除く日)の午前8時30分から午後5時までの間に持参すること。

(4) 留意事項

参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届(様式第10号)を提出すること

(5) 提出先

〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
綾川町役場 子育て支援課(担当 葛西)
TEL: 087-876-6510 FAX: 087-876-3120

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

参加者は別紙「令和7年度 旧滝宮保育所遊戯室前広場 遊具設置工事仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、下記のとおり提案書等を提出する。

※正本は法人名入り・押印有り、副本は法人名なし・押印なし(商号、商標、業者名等が判別可能な文字・記号等を記載しないこと)とする。

ア 企画提案書(表紙)(様式第8号) 正本1部、副本9部

① 企画提案書(任意様式) 正本1部、副本9部

- ② 工程表（任意様式）正本 1 部、副本 9 部
- ③ 類似・関連工事実績調書（様式第 4 号）正本 1 部、副本 9 部
- ④ 見積書（様式第 9 号）正本 1 部、副本 9 部

※本業務に要する費用（消費税及び地方消費税抜の金額）を踏まえ、見積書を作成すること。

※積算内訳書（任意様式）を別途添付すること。

- ⑤ パース等のイメージ図（A3 版適宜）正本 1 部、副本 9 部
- ⑥ 遊具の概略寸法、材質がわかる構造図（任意様式）正本 1 部、副本 9 部
- ⑦ 維持管理ランニングコスト表（任意様式）正本 1 部、副本 9 部

イ 業務実施体制調書（様式第 6 号）正本 1 部

ウ 配置予定者調書（主任技術者・監理技術者）（様式第 7 号）正本 1 部

（2）企画提案書の作成要領

ア 企画提案書は A4 判縦片面 10 枚程度（A3 判による折込可）で任意とする。

イ 提出書類はフラットファイル（A4 版）に左綴じとすること。

（3）提出期限

令和 7 年 6 月 18 日（水）午後 5 時

（4）提出方法

郵送又は持参

※郵送の場合は、提出期限に必着とする。

※持参の場合は、平日（綾川町の休日を定める条例（平成 18 年 3 月 21 日条例第 2 号）第 1 条第 1 項の各号に規定される日を除く日）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に持参すること。

（5）留意事項

ア 提出期限を過ぎて送達又は提出された企画提案書等については、受理しない。

イ 提出期限後は、提案書に記載された内容の変更を認めない。

ウ 必要な書類に不足があった場合は、受理しない。

エ 企画提案書等の提出は、1 者 1 提案とする。

オ 提出書類等について、選定に際して必要に応じ複製する場合がある。選定以外の目的での使用または公表は行わない。

カ 提案内容に含まれる特許等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

（6）提出先

〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地

綾川町役場 子育て支援課（担当 葛西）

TEL：087-876-6510 FAX：087-876-3120

9 選定方法

(1) 選定方法

① 1次審査（書類審査）

提出書類により、条件を満たさないことが判明した場合は2次審査から除外するため注意されたい。

② 2次審査（プレゼンテーション）

(2) 審査項目

提出書類およびプレゼンテーションにより、次の審査基準に基づき選定する。

項目	番号	内容	配点
テーマ	①	当企画提案の内容に合致した提案となっているか。	15
配置及び機能	②	未就園児が安心して遊べるように安全に配慮されており、利用者の予期しない利用方法に対する安全措置（衝突、接触、落下、挟みこみ、転倒における対策）が十分に行われているか。	10
施工計画	③	工期内に完了することが分かる詳細な施工計画であるか。	10
デザイン	④	提案に独自性、独創性があり、近隣公園等との差別化を図る工夫があるか。	15
維持管理	⑤	耐久性に優れ、補修や部材交換など維持管理が容易にできるか。	10
	⑥	劣化の低減に配慮し、耐用年数が長くなるような耐久性のある材料を使用しているなど維持管理費を抑えられる提案となっているか。	10
実現性及び積極性	⑦	提案内容を実現できる技術力を有しているか。（下請け先を含む）	10
	⑧	独自の積極的な追加提案が行われているか。	10
事業費	⑨	設計・工事費の節減に努め、提案限度額を下回る提案がされているか。（契約上限金額に対し、10%以上、9%～6%、5%～2%、1%、0%の減額に応じて配点）	10
合 計			100

(3) 選定結果については、応募者に書面にて通知する。

(4) 選定に係る評価の経緯及びその内容等についての問い合わせには応じない。また、結果に対する異議申し立てについても、受け付けない。

1 0 プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングについては、以下のとおり実施する。

(1) 実施日

令和7年6月下旬～7月上旬予定※予定のため日時・場所等の詳細は後日連絡する。

(2) 内 容

企画提案書のプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリングを合わせて25分間（プレゼン15分、ヒアリング10分）を予定している。公平性を保つため、持ち時間の超過は認めない。

(3) 出席者

1事業者につき3名以内とする。

(4) 留意事項

ア プレゼンテーションは、原則として本業務を受託した場合に、主に担当として携わる者が行うこと。

イ プレゼンテーションは、非公開とする。

ウ プレゼンテーションに必要な資機材は、提案説明者で用意すること。

（ただし、スクリーンは、当町で用意する。）

エ 審査は、非公開とする。

オ 審査結果に対する異議申立ては、一切受け付けない。

1 1 契約の締結

- (1) 綾川町と選定した応募者が協議を行い、別紙仕様書及び提出のあった企画提案書に基づき、告示において定める仕様書の内容を逸脱しない範囲で、契約時に、特定された企画提案書に応じた仕様書に変更する。
- (2) 仕様書の確定後、選定した応募者から見積書の提出があった後、契約を締結する。
- (3) 上記にかかわらず、審査の結果により、どの応募者とも契約の締結を行わないことがあることに留意すること。

1 2 その他

- (1) 「参加資格」に定める要件については、必要書類の提出時から継続的に満たすこととし、当該要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。また、本工事に関する契約の相手方の候補者として選定された後においても、当該要件を満たさなくなった場合は、契約の締結は行わない。
- (2) 提出された企画提案書等については、返却しない。
- (3) 採択された企画提案書の著作権は町に帰属する。
- (4) 企画提案書の作成及び提出並びにその説明等にかかる費用は応募者の負担とする。

審査の結果、最も高い採点を受けたものであっても、その採点が満点の60%を下回るときには、本業務の契約の相手方の候補者にはならないこととする。

- (5) 提案者に次の行為があった場合は、失格(選定対象からの除外)とするとともに、別途、入札に準じて指名停止等の措置を講じることとする。

ア 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。